

社会福祉法人函館仁愛会
福寿荘さくら館
特別養護老人ホーム福寿荘
生産性向上のための指針

1. 総則

この指針は福寿荘さくら館及び特別養護老人ホーム福寿荘における介護サービスの生産性向上推進のため、介護の価値を高める取り組みとして、人材育成とチームケアの質の向上、情報の効率化を行う体制を確立するために必要な事項を定め、介護サービスの質の向上と人材定着・確保を目指す。

2. 施設における体制取り組み

生産性向上を図るため「生産性向上委員会」を設置し、委員会規定を定め以下の規定に基づき活動を行う。

(1) 委員会の目的

本委員会は

- ① 入所者の安全の確保
- ② 介護サービスの質の維持・向上
- ③ 職員の負担軽減

これらの推進のため、多角的な視点から対策を検討する。

(2) 委員会の構成

- ・施設長
- ・生活相談員
- ・介護支援専門員
- ・介護職員
- ・看護職員
- ・その他（事務員等）

※ 上記委員（施設長除く）からプロジェクトに応じたプロジェクトリーダーを1名選出する。
尚、プロジェクトリーダーについては、プロジェクト毎に選出する。

(3) 委員会の業務

1. 生産性向上委員会を定期的（3ヶ月に1回）開催する。
尚、必要に応じてプロジェクトリーダーの呼びかけにて適宜開催できるものとする。
2. 7つの視点から分類した業務改善の取り組みを行う。
 - ① 職場環境の整備

- ② 業務の明確化と役割分担
- ③ 手順書の作成
- ④ 記録・報告様式の工夫
- ⑤ 情報共有の工夫
- ⑥ OJTの仕組みづくり
- ⑦ 理念・行動指針の徹底

3. データ分析に基づいた業務改善の取り組みを行う。

- ① 業務負担改善に関する職員アンケートの実施
- ② 事故発生件数や時間外労働時間等の集計と分析
- ③ 間接業務時間、間接介助時間、直接介助時間の分析
- ④ 業務の見える化による分析

(4) 職員研修の実施

施設の職員に対し、①業務の効率化、②ケアの質の確保、③職員の負担軽減を図るための研修を年1回以上行い、外部研修等への参加の機会がある場合は積極的に参加する。

3. その他

(1) 介護分野における生産性向上の取り組みを進めるにあたり、厚生労働省が示している「生産性向上ガイドライン」に基づき業務改善を行っていく。

(2) 入居者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針については書面として事務所へ備えおき、利用者等の求めに応じて閲覧に供するものとする。

付則

1 本則は令和7年4月1日より実施する。